

諮詢番号：令和4年度諮詢第2号
答申番号：令和4年度答申第2号

答申書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

第2 審査請求に至る経緯

1 審査請求に係る処分

処分庁は、地方税法（昭和25年法律第226号）及び三木市国民健康保険税条例（昭和34年三木市条例第16号。以下「本条例」という。）の規定に基づき、審査請求人に対し、令和3年7月14日付け国民健康保険税納税通知書により、審査請求人の令和3年度の国民健康保険税額を141,000円とする賦課決定処分（以下「本件処分」という。）を行った旨通知した。

2 審査請求

審査請求人は、令和3年10月6日、処分庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 国保税が高すぎて生活が大変である。
- (2) 国保税を引き下げてもらいたい。

2 処分庁の主張

- (1) 本件処分は、地方税法及び本条例の規定により、適正に行つたものである。

(2) 国保税の税率等については、三木市では三木市国民健康保険運営協議会が答申した内容に基づき市長が定めた条例案を市議会の議決により決定しているところ、平成30年度に改定された現行の税率は、県内で同様の課税方式を採用している市町の平均と比較しても、いずれも下回っている状況であり、審査請求人がいうように国保税が高額であるといった状況にはない。

国保税は所得に応じた賦課を実施しているが、所得が低い世帯に対する軽減制度適用の要否については、審査請求人世帯の令和2年度中総所得金額等からその必要はないとの判断した。

(3) よって、本件処分は適正に行っており、違法、不当な点は存しないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 国保税の課税額は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の合算額である（地方税法第703条の4第2項及び本条例第2条第1項）。

基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の算定に必要な審査請求人の令和2年中の総所得金額、被保険者数については争いがなく、審査請求人の令和3年度分の国保税の税額は、本条例第1条乃至第3条、第5条、第7条及び第9条の規定に従つて適正に算定されたものと認められる。

(2) 審査請求人が、審査請求書において述べている、「生活が大変です。」、「保険税を引き下げてほしい」などという主張については、審査請求人自身の生活面の状況や三木市政に対する要望で

あり、いずれも、本件処分が現行法令等に照らし、適法かつ適正に行われているか否かを審査する本件審査請求においては、審査の対象とならない。その他、本件処分について、違法又は不当な点は認められない。

第5 審査庁の意見

原処分の維持が適当と考えるため、本件審査請求は棄却されるべきである。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

令和4年4月18日	諮詢
令和4年5月18日	調査審議
令和4年7月13日	調査審議

第7 審査会の判断の理由

当審査会は、審査請求人及び処分庁の主張を検討した結果、以下のように判断する。

- (1) 審査請求人に対して賦課された令和3年度国民健康保険税額は、当審査会における検証を通じても、地方税法第703条の4並びに本条例第1条、第2条、第3条、第5条、第7条及び第9条の規定に基づき適正に算定されたものと認められ、他に本件処分に違法又は不当な点は認められなかった。
- (2) 審査請求書において審査請求人が述べているのは、平成30年度に改定された後の三木市国民健康保険税の税率に関する本条例の定めが高きに失し不当であるという主張又はそうであるから税率（又は税額）を引き下げてほしいという市の政策に対する要望と理解できる。

しかしながら、行政不服審査法における審査は個々の行政処

分の違法性及び不当性を審査するものであり、税率の定め等といった条例そのものの不当性或いは市の政策に対する要望はそもそも審査の対象外である。

- (3) よって、本件審査請求には理由がないものと認められるので、「第1 審査会の結論」記載のとおり判断する。

令和4年7月13日

三木市行政不服審査会

会長 東 泰弘
委員 篠内 正樹
委員 岡田 順子